

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項を次のように改める。

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信及び圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。
	甲の役割	圏域の情報共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報共同発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月26日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長 松岡 市郎

